

I.IV その他関係法令

I.IV.I 航空法における積載規制（エアゾール製品関係抜粋）

エアゾール製品は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第一号、及び第四号の規定により、「航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示」（昭和58年11月15日運輸省告示第572号）の「エアゾール」の基準に基づけば搭載可能である。

1. エアゾール製品は、包装及び積載方法が上記告示に定める輸送基準等の規定に適合すれば、旅客機で75kgまで、貨物機は150kgまでが許容質量又は許容容量として航空機での輸送が認められている（第2項第一号）。
2. 搭乗者が身につけ、携帯し、または携行する物件（第27条関係）として下記の条件に適合するものは搭載が認められている（第2項第四号）。

品名	数量	備考
非放射性の化粧品及び医薬品 （エアゾールを含み、一容器当たりの質量または容量が0.5Kg以下または0.5リットル以下のもの）	2 Kg または 2 リットル	持ち込み手荷物又は受託手荷物
副次危険性を有しないエアゾール（スポーツ用品または家庭用品であって一容器当たりの質量または容量が0.5Kg以下、または0.5リットル以下のもの）	2 Kg または 2 リットル	受託手荷物に限る